

第52号議案

春日市下水道事業経営審議会条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

下水道事業の健全かつ安定的な経営を図るため、下水道事業の経営計画、下水道使用料等に関する審議を行う機関として、春日市下水道事業経営審議会を設置したい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、春日市下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 下水道事業の経営計画に関する事項
- (2) 下水道使用料に関する事項
- (3) その他市長が下水道事業の経営上必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 下水道使用者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。